

# 監 査 報 告 書

社会福祉法人清和会定款第32条により、平成28年度の事業年度に関して、理事の業務執行状況及び社会福祉法人清和会の財産状況を監査しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

## 記

### 1. 監査の方法の概要

監事として、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表等(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録)並びに事業報告書を監査しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、資金収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

平成29年5月22日

監事

三橋 象

